

第6章 認知症高齢者の支援と権利擁護の推進

全国の65歳以上の高齢者のうち、認知症の人は約462万人（15%程度）と推計されています。また、認知症になる可能性がある軽度認知障害の高齢者も約400万人いると推計されており、65歳以上の4人に1人が認知症とその“予備軍”となる計算になります。有病率は、年代別にみると、74歳までは10%以下ですが、85歳以上で40%超となっています。

今後、認知症高齢者の数が増大するとともに、高齢の単身世帯や夫婦のみ世帯の増加が予想されます。これらの課題に対し「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指すため、認知症の人への支援にとどまらず、その家族に対する支援を地域住民と共に推進します。

認知症高齢者の支援と権利擁護の推進	第1節 認知症高齢者への支援
	第2節 権利擁護

第1節 認知症高齢者への支援

1 認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、地域で支えていくために、認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターの養成を進めることにより、地域での介護予防活動の支援をしていきます。

（単位：回、人）

		第5期計画			第6期計画		
		24	25	26	27	28	29
見 込	開催回数	12	12	12	12	12	12
	参加者数	300	300	300	300	300	300
実 績	開催回数	14	13	18			
	参加者数	430	404	420			

※26は推計値

2 茂原市ほっとみまもり運動

認知症サポーター養成講座を受講した方で、「茂原市ほっとみまもり運動」に賛同した方を「ほっとみまもり隊」として登録し、日常生活の中で見守りや声かけ活動を行い、認知症の方やその家族への支援に取り組んでいきます。また、資質の向上と意識の強化を図るためフォローアップ研修を定期的で開催します。

(単位：回、人)

		第5期計画			第6期計画		
		24	25	26	27	28	29
見 込	開催回数	1	2	2	2	2	2
	参加者数	50	100	100	150	150	150
実 績	開催回数	1	1	2			
	参加者数	113	54	150			

※26は推計値

3 認知症家族の会

認知症を患っている高齢者の家族が、必要な情報の収集や休息が取れる交流の場を定期的に提供することで、認知症家族介護者の負担軽減を図ります。

4 認知症予防教室

認知症の予防のため、やさしい計算や簡単な読み書き、軽運動で脳と体を活性化する予防教室を開催します。

(単位：回、人)

		第5期計画			第6期計画		
		24	25	26	27	28	29
見 込	開催回数			20	40	40	80
	参加者数			40	80	80	160
実 績	開催回数			40			
	参加者数			33			

※26は推計値

5 認知症高齢者の見守り

認知症の高齢者が、徘徊した際の早期発見・事故防止のために、徘徊感知器を貸与し、家族が安心して介護できる環境を整えます。

6 多職種協働の研修

認知症ケアに携わる従事者向けの多職種協働研修の実施により人材の育成に取り組むとともに、継続した研修を行うためのネットワークの構築を図ります。

7 茂原市高齢者見守りネットワーク

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、市、協力機関、協力事業者等が連携し、緊急時の安否確認や必要に応じた支援につなげるなど、早急な対応を図るとともに、孤独死や認知症高齢者の徘徊、虐待などの危険を予防するため、ネットワークの更なる充実に努めます。

	24	25	26
協力機関		2	2
協力事業者		63	67

※協力機関は、「茂原警察署」「長生郡市広域市町村圏組合消防本部」

第2節 権利擁護

権利擁護の業務は、地域包括支援センターが中心になり、高齢者からの相談に的確な対応ができるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業を有効に活用するための情報提供を行うとともに、茂原市社会福祉協議会内に設置されている広域後見支援センター等の専門機関と連携を図り、円滑な事業の推進に努めます。

また、近年、虐待や認知症に関する相談が増えていることから、速やかな対応を図るため、地域包括支援センターや介護保険関係事業者、民生委員児童委員など協力機関との連携体制の強化に努めます。

さらに、訪問販売やリフォーム業者などによる消費者被害を未然に防止するため、消費生活センターと情報交換するとともに講演会などを行うことで、市民や民生委員児童委員、ケアマネジャー等に周知し連携を図っていきます。

市民後見制度については、ニーズを把握し、今後利用者に適切なサービスを提供できるよう調査を進めていきます。

1 成年後見制度

成年後見制度とは、判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）を保護、支援するための制度です。

認知症高齢者や知的障害者あるいは精神障害者など判断能力の不十分な方々は、財産の管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約等の法律行為を自分で行うことが困難だと考えられます。また、悪質な商法の被害に遭うなどの恐れもあるといえます。

このような判断能力の不十分な方々を保護・支援していくために、関係機関と連携を図り、相談窓口の強化とともに経済的な助成を行います。

成年後見制度の種類

成年後見制度	法定後見制度	判断能力が不十分な方の財産や権利を守る制度です	後見	判断能力がほとんどありません
			保佐	常に援助が必要です
			補助	援助が必要な場合があります
	任意後見制度	将来の不安に備える制度です	前もって任意後見人を決めて、将来の支援内容の契約を結んでおきます	

(単位：人)

	第5期計画			第6期計画		
	24	25	26	27	28	29
見込	7	5	8	10	10	10
実績	2	10	16			

※26は推計値

2 やむを得ない事由による措置

虐待等の理由により、契約によって必要な介護保険サービスの提供を受けることができない65歳以上の高齢者に対し、必要な介護保険サービスを提供します。

(単位：人)

	第5期計画			第6期計画		
	24	25	26	27	28	29
見込	2	2	2	2	2	2
実績	4	4	2			

※26は推計値

3 高齢者短期宿泊・生活援助

虐待や災害等により、緊急的に保護を必要とする在宅の高齢者を老人福祉施設に宿泊させます。また、生活援助員を派遣し、日常生活の援助を行い高齢者が自立した生活を送れるよう支援します。